

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎157番地1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

新年度スタート！

令和7年度から新たに取り組みを始めて今年度も引き続き実施をする事業と、今年度新たに取り組み事業とを軸に計画を立て、新年度のスタートを迎えました。今後も皆さんが集える場所作りのため、要望・アイデアを伺いながら一緒に事業を進めていきたいと思っております。ご協力をお願いします。

下榎交流センターの活動を紹介します！

老人憩の家事業

毎週木曜日、「百歳体操」をはじめ、「よってみよい家」「出前公民館」等を開催しています。一緒に身体を動かし、楽しい時間を過ごしませんか？

学習講座

「創作」「生け花」「書道」「クラフト」「料理」の講座に加え、昨年度出来なかった「園芸」「お菓子作り」体験も予定しています。

▶どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。
ご要望などありましたら、下榎交流センターまでご連絡ください。(電話番号：72-1191)

相談事業

生活上での困りごと、心配ごとなど相談を受け付けます。各専門機関と連携し、問題解決に取り組みます。なお、相談内容は堅く守られます。安心してご相談ください。

貸し館事業

下榎交流センター、老人憩の家の利用ができます。
▶利用料：1時間 100円～150円

【料理教室】春野菜を使った彩弁当

3月9日、令和7年度最後の料理教室を開催しました。炊き込みご飯・春野菜たっぷりのお味噌汁・キャベツの肉巻き・新じゃがとスナップエンドウのおかか和え・デザートと、春を感じるメニューが並びました。

食事が始まると参加者の皆さんから「とても美味しかった」という声が多く聞かれました。また「春が来た！」という感想もあり、話し合いながら一足早い春の訪れを感じるひとときになりました。

料理教室では、レストランのような難しい料理ではなく、家庭でも手軽に作れるレシピを紹介しています。講師の森本さんのアイデアが詰まったレシピは、「こんな組み合わせもあるんだ」「こんな作り

方もあるんだ」と、【新しい発見】がある内容です。「さっそく家で作ってみたいよ」と声をかけていただくこともあり、毎回楽しみにしてくださっていることを、大変うれしく思います。

令和8年度も引き続き料理教室を開催する予定です。次回は5月25日に開催します。料理内容は改めてお知らせしますので、どうぞお楽しみに！



◆5月の学習講座予定◆

- ・生け花教室 5月16日(土) 13:30～
- ・創作教室 5月19日(火) 13:00～
- ・書道教室 5月23日(土) 13:00～
- ・料理教室 5月25日(月) 10:00～
- ・クラフト教室 5月26日(火) 13:00～

◆老人憩の家講座予定◆

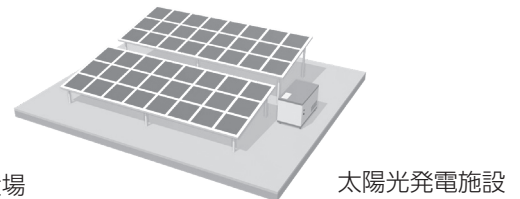
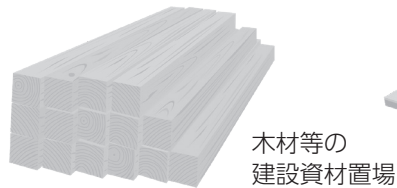
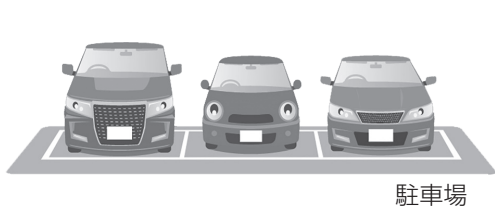
- ・百歳体操 毎週木曜日 13:30～
- ・映画鑑賞会 5月28日(木) 13:30～

農業委員会だより No.117

農地の転用は許可が必要です

農地の転用

たとえ自分の田畑でも、駐車場や資材置き場にしたり、住宅を建てたり、ソーラーパネルを設置するなど、耕作以外の目的で利用する場合、事前に農地転用の手続きが必要です。



手続きを怠ると

工事中止、もとの農地への復元をするよう、命令が出される場合があります。

罰則として

3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が科される場合があります。

農業用施設

農業用施設(農機具格納庫、温室、堆肥舎など)のために転用する場合も許可が必要です。自己所有の農地を2a未満の農業用施設のために転用する場合は、許可は不要ですが、届出書を農業委員会に提出していただく必要があります。

農地の売買・贈与は許可が必要です

●農地の売買、贈与等の許可

農地の売買、贈与等をする場合、事前に許可申請手続きが必要です。



農機具格納庫

●農地の買い手などの要件

- ・申請地と現に耕作する農地の全てを効率的に利用すること。
- ・法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。
- ・申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること。
- ・申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。



農地の貸し借りにも手続きが必要です

- ◆貸し借りの期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。
- ◆設定された貸し借りの期間が満了すれば自動的に終了します。再設定により更新も可能です。
- ◆設定された期間や賃料などの情報が記録として残るので安心です。

